

令和7年度「健康保険被扶養者資格確認調査」の実施について

被扶養者の資格確認については「健康保険法」で定められており、保険給付適正の観点から、健康保険組合に対して資格審査を毎年実施することを義務付けられています。

この度、当健保組合におきましても適正な運営のため、ご家族を扶養されている被保険者の皆様を対象に、ご家族の加入基準が満たされていることを、あらためて調査確認をさせていただきます。皆様にはお手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 調査対象者

令和7年4月1日において18歳以上の被扶養者

ただし、高校生、配偶者は、調査対象外とする。(令和7年7月1日時点登録データ)

※令和7年4月1日以降に被扶養者認定された方、海外赴任者の方、任意継続保険加入者の方は除きます。

2. 調査内容

対象者について、年収総額（所得控除前の総収入）が130万円未満（60歳以上または障がい厚生年金受給者は180万円未満）であるとともに、被保険者の収入により主として生計が維持されているか否かを確認します。

3. 提出方法

対象となる被保険者の皆様に、調査書を配布しますので、別紙「記入例」を参考に必要事項（被扶養者の職業、年収など）をご記入いただき、所定の証明書類を添付のうえ、提出期限までにご提出ください。なお、ご提出の際には、同封いたしました「ケーシップ扶養調査部行」封筒をご使用ください。

4. 提出期限 令和7年9月22日（月）必着

5. 提出先（委託先） 株式会社ケーシップ

(注) 正当な理由もなく、提出期限までにご提出されない場合は、「健康保険法施行規則第50条9項」により、期日を定めて被扶養者資格を喪失させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

株式会社ケーシップ 扶養調査部専用ダイヤル

TEL 0120-968-417（平日10時～17時、12時～13時および土日祝を除く）